

葬儀後の諸手続き一覧表

手続き方法・書類は、亡くなった方の年齢や勤務形態、お住まいの自治体などによって異なりますので、必ずご確認ください。

手続きの種別	項目	窓口	申請期限	届出期限	亡くなった方の					相続人・継承者・請求者の					その他						
					住民票	住民票の除票	戸籍謄本・抄本 除籍謄本	死亡診断書	年金手帳 保険証書等	印鑑	印鑑証明書	住民票	戸籍謄本	戸籍抄本		遺産分割協議書					
遺族給付	国民年金	遺族基礎年金	住所地の市町村	5年以内	死亡から	○		○							所得証明書、振込みを受ける金融機関名と受取口座の通帳、請求者の年金手帳 振込みを受ける金融機関名と受取口座通帳						
		寡婦年金	の国民年金課	5年以内	14日以内	除籍者と世帯全員	○	○													
		死亡一時金		2年以内																	
	厚生年金	遺族厚生年金	社会保険事務所	5年以内	死亡から10日以内	○		○							請求者の所得証明書または非課税証明書、請求者の年金手帳、亡くなった方と						
	共済年金	遺族共済年金	各共済組合	5年以内	共済組合により異なる	○		○							請求者の健康保険証						
	国民健康保険	葬祭費	市町村の保険年金課	2年以内	死亡から14日以内						○				受取口座の通帳(郵便局を除く)、葬儀にかかった費用の領収証						
健康保険(社会保険)	埋葬料(費)	勤務先または社会保険事務所	2年以内	すみやかに				○						埋葬に要した費用の証拠となる書類、受取口座の通帳(郵便局を除く)							
	家族埋葬料												事業主の証明、受取口座の通帳(郵便局を除く)								
労災保険	葬祭料	勤務先または勤務先を管轄する労働基準監督署	2年以内		○		○							事業主の証明または死亡を証明する書類							
	遺族補償年金		5年以内											受取口座の通帳							
生命保険	保険金	契約している保険会社	3年以内		○		○			○	受取人		○	受取人	最終の支払保険の領収証						
	簡易保険	かんぽ生命	5年以内		○		○								領収証、請求者の本人確認書類						
家事・生計	銀行預金 郵便貯金	名義変更	取引銀行				○			○				○	依頼書 名義書換請求書等						
			ゆうちょ銀行				○								○	預貯金証書					
	不動産	名義変更	法務局		すみやかに	○	○	○							○	所有権移転(保存) 登記申請書 固定資産評価証明書					
	株券(株式) 社債・国債	名義変更	各証券会社等		すみやかに			○			○	株券・社債 国債等				○	名義書換請求書 (株券、社債、国債等)				
	自動車	名義変更	運輸支局等			○		○								○	移転登録申請書 自動車検査証 自動車損害賠償責任保険証明書等				
	電話 携帯電話	名義変更	電話会社					○									○	電話加入権承継届			
	携帯電話会社		すみやかに				○										○	新規申込みと同じ書類			
電気・ガス 水道	名義変更	電気・ガス・水道各社		すみやかに														お客様番号等の記載された領収証等			
借地・借家	名義変更	家主・地主		すみやかに														○	家主・地主に通知して名義を書き換え		
法定手続き	死亡した者の 所得税の 確定申告		所轄の税務署		4ヶ月以内														確定申告書 死亡者の確定申告書付表		
	相続税の 申告		所轄の税務署		死亡から10ヶ月以内	○ 本籍記載	○	○ 出生から死亡 まで全て				○ 相続人全員							○	固定資産評価証明書 遺言書(ある場合)写し 預貯金等の残高証明書	
	医療費控除による税金の 還付		所轄の税務署																○	その年の源泉徴収票 支出を証明する領収証	
	生命保険つき 住宅ローン	保険金	金融機関	3年以内		○		○ 謄本													
	会社役員の 死亡	役員の変更 登記	会社 法務局	2週間以内		○		○ 抄本				○ 新代表者									取締役会議事録 株式総会議事録 (社員総会議事録)
	営業許可申請	営業承継又は 免許申請	管轄の役所等																		○

国民年金について
届出期限は死亡から、14日以内(ただし住民票の除籍前には手続きできません)。死亡者、受取人により給付内容がかわります。

厚生年金について
届出期限は死亡から、10日以内(ただし住民票の除籍前には手続きできません)。共済年金について各共済組合にご確認ください。

国民健康保険と健康保険(社会保険)について
公的補助金のほかに各団体や会で弔慰金の取り決めのある場合があります。

労災保険から出る年金。業務上の傷病による死亡の場合、遺族の数で給付額がかわります。

勤務先で加入している保険などがあれば、必要書類を揃えます。住宅ローンもお忘れなく。

特約などもありますので、郵便局にご確認ください。

各金融機関にご相談ください。

預貯金が凍結されると口座引き落としができなくなりますので、早めに手続きを。

意外と忘れがちです
会社や学校のバッジ・身分証明書・無料パスの返却や、クレジットカードの失効手続き(未払い金の精算)、ゴルフ会員権の名義変更など。

還付申告の有無や、会社員か自営化などによって異なりますので、税務署にご確認ください。

各金融機関に確認ください。

管轄の役所にご確認ください。